

職業性疾患・疫学リサーチセンター
関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔
 東大阪市高井田元町1-3-1
 みずしま内科クリニック内
 TEL06(6781)3330
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

司法判断の流れは固まった



九州建設アスベスト1陣訴訟福岡高裁判決

第1 はじめに

2019（令和元）年11月11日、福岡高等裁判所第5民事部は九州建設アスベスト1陣訴訟で、国及び建材メーカーの責任を認める判決（以下「福岡高裁判決」といいます。）を言い渡しました。

第2 福岡高裁判決の意義と特徴

1 全国の建設アスベスト訴訟における福岡高裁判決の意義

建設アスベスト訴訟は、これまで全国で7つの地裁判決及び4つの高裁判決が出ており、福岡高裁判決は5つ目の高裁判決です。福岡高裁判決では、11回連続して国の責任を認め、最大の争点である一人親方等に対する関係においても、東京1陣、京都1陣、大阪1陣に引き続き、国の責任を認めました。5つの高裁判決のうち4つの高裁判決で国の人親方等に対する責任を認められたことから、この点に関する司法判断の流れはもはや固まつたものといえます。

また、企業の責任についても、2つの地裁判決、3つの高裁判決に続いて責任を認め、これまで責任が認められた企業は合計13社になりました。

大阪アスベスト弁護団
 弁護士 西川翔大

2 福岡高裁判決の特徴

福岡高裁判決では、国の責任に関して、建築作業現場の屋内作業において、①労働者への防じんマスクの着用義務付け、②警告表示（掲示）の義務付けの違法に加えて、新たに③安衛則36条に基づく特別教育実施の義務付けの違法を全国の建設アスベスト訴訟で初めて認めました。そして、②③については、防じんマスク着用の義務付けを規定した平成7年改正特化則だけでは建築作業従事者の石綿粉じんばく露防止という観点から不十分であるとして、原判決を変更し、石綿含有製品の製造販売を原則禁止とした平成15年改正安衛令施行前日である2004（平成16）年9月30日まで違法性が継続すると判断しました。



熊本県建築労組の仲間

また、一人親方等については、石綿粉じんの危険性は建築現場全体に生じ、警告表示や特別教育によって享受し得る利益は労働者と一人親方等とで異なることを理由に国賠法上の保護範囲に含まれると判断し、国の責任を肯定しました。

さらに、企業責任に関して、被害者の職種を基本として、石綿関連疾患に与えた影響が大きい建材種類のマーケットシェア20%を超える4社に対して共同不法行為責任を認めました。企業責任を認めてきたこれまでの司法判断の流れを固める判決として評価できます。

第3 福岡高裁判決の課題

他方で、福岡高裁判決は、国の責任との関係

では、国の石綿の危険性認識の時期を漫然と1975（昭和50）年と認定しており遅きに失する点、国の責任範囲を損害の3分の1しか認めていない点、企業責任との関係では、改修・解体業者に對して違法を認めていない点など数多くの課題を残しています。

第4 今後に向けて

当弁護団では、12月13日の大阪2陣訴訟の期日で、主に解体に関する企業責任や国の違法性の始期、国の責任範囲といった福岡高裁判決で不当な判断となった点に焦点を当てて弁論を行いました。今後も、建設アスベスト被害者の眞の救済を実現するため、より一層裁判所に対して強く訴えかけていきたいと思います。

労災休業補償の支給要件と給付打ち切りについての問題提起～前編～

酒井事務局長



労災保険法（第14条）で、休業補償給付は「労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日」に支給するとしており、運用では「①療養が必要であること、②療養のため労働することができないこと、③賃金を受けられること」の3要件を満たす必要があるとされています。この中で、②については、労働者が負傷したまま疾病にかかる直前に従事していた種類の労働をすることができない場合のみではなく、「一般に労働不能」であることとなっています。この解釈にかかわって、今、京都では被災者切り捨ての不当な労基署の判断が横行しています。一例を紹介します。

【事例】

Kさん（26歳）は、工務店に雇用される大工で、2018年10月29日、棟上げ作業中に、クレーンのクランプから梁（100kg弱）が外れ右

足上に落下。「右第二楔（状）骨骨折、右第二中足骨骨折、外傷性関節周囲炎」の診断で、京都上労基署（上署）で労災認定され休業補償給付を受けていました。しかし、継続して申請した「2019年2月1日～2月28日の28日間」の請求について4月8日、「2月25日以降については通院日以外不支給」の通知が届きました。Kさんは翌日、京建労に相談。「足の甲の骨を2～3カ所骨折し、まだ1カ所くっついていないが、他はくっついてきたので、リハビリをすすめられ、週2～3回のペースで通っていた。毎日通えていないのは、現在靴を履くのも痛く、歩くのが辛くて通院そのものが辛かったため」となどその時点でのケガの状況を説明しつつ、「こんな状況で不支給は納得できない」と訴え、組合としてKさんの審査請求をサポートしていくことになりました。

なお、本件は5月末日もって「症状固定」（治癒）とされました。「しっかりと治して春頃には仕事に復帰したい」と考えていたKさんは、その連絡を4月中頃に受けたときに「暖かくなってきたので、足の具合も良く、それくらいなら大丈夫な気がする」との思いで、この決定については納得しています。

[次号につづく]

アスベスト飛散・ばく露防止をめぐる法改正の行方



いま、厚労省は「石綿健康被害予防規則」(労安法下の政令、以下「石綿則」)の改定、環境省は「大気汚染防止法」(以下大防法)の改定をめざし、昨年秋から厚労省は「建築物の解体・改修等における石綿暴露防止検討小委員会」を、環境省は「中央環境審議会・石綿飛散防止小委員会有識者会議」で検討が行われている。それぞれ、「見直しの方向性」や、「今後の石綿飛散防止の在り方について(答申案)」など中間報告的なものをだしている。通常国会で議決する予定と伝えられている。

しかし内容はというと、「欧米から30年の遅れ」という批判を免れるものとは到底言えない。すでに労働関連死亡で一番多いのが石綿関連となって久しいし、環境省の調査でもアスベストを周辺に飛散させる解体工事などが頻発しているにもかかわらずである。

以下その概要をみていこう。

<石綿則>

届け出に際し、資格者による事前調査を義務化する。これ自体は前進。

だが公的な制度として厚労・環境・国交の3省が共管するこれまでの「石綿含有建材調査者」を特定調査者とし、簡易版「一般調査

大阪アスベスト対策センター
伊藤 泰司

者」制度をつくった(2018年10月)。今回、

「木造一戸建て」の事前調査については「簡易講習修了者」でよいという方向だ。1日の講習でよいという。その後、「木造」の限定がなくなり「一戸建て」が対象となっている。吹付材のある鉄骨造も対象だ。また、木造一戸建では、屋根材、外装材、ケイカル板1種、2種、Pタイルなど目視だけで済まない判断が難しい建材がたくさんあり、わからなければ、

「みなし含有」で安全な処理を行うという保障をつくるという風には思えない、あんちよこな対応ではないかと危惧する。

次に、除去が安全に行われたかについての完了検査。「完了検査」という言葉はでてくるが、内容・基準などふれられていない。結局ガイドラインにするだけではないかと危惧する。

届け出対象については、80m²以上、解体工事費100万円以上と言われている。ところが、業界(解体事業者)によれば、「100万円がラインとなれば、それ以下にねぎられる」。市場はそれ以下に傾く。値切れば、届け出する必要もなく、クラッシャーやバールによる解体が進む。そういう危険性が増していると感じる。

<大防法>

大気汚染防止法ではじめてレベル3建材を規制対象とする。しかし、届け出対象としない。届け出は都道府県等の判断だという。届け出なしでは動き出さない自治体が多数であることは想像に難くない。こうした規制は、いわば遅れた受託自治体であっても、国が規制を決めるから前進するのであって、規制がこれだけ遅れてきたにもかかわらず、自治体に任せるという姿勢は問題である。

大防法が解体・改修時の石綿飛散について、過失犯を罰せず、故意犯のみを罰するという前提、かつ廃掃法に比べても、罰金が600分の1であるという信じがたい状況からみて、「知らなかつたことにしておこう」という事態になりかねない。こうした混乱と問題が起こることは火を見るよりも明らか。

レベル3 建材除去の作業基準

まず、「養生」を必須としない。「原形のまま」、「湿潤化」を言うのみ。日本の除去作業は、欧米や韓国のような湿式ではなく、乾式でやられてきた。それ自体が問題だと思うが、ほんでは、「湿潤化」はホースや霧吹きで水をかけることだけ。建材に水を含ませること。湿潤とは本来そう言うことだと思うが。

外装材や屋根材はアスベスト含有率が高い（最高25%）。しかも、湿潤しない。例えば湿潤した布・紙などで包むなど安全な方法を示すべきだ。

完了検査を一応位置付けている。しかし第三者によることを将来の課題としている。厚労省に同調した。

完了検査についてもう少し。イギリスのように独立した資格をもったものが検査するというものではない。本来、依頼者は安全な除去をもとめるが、それをチェックするものが日本では、仲間内で許される。これは利益相反。米・英・韓国でも違反。

建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握については記載があるが、通常時に「飛散のおそれ」を防止する策はない。

大地震、台風、集中豪雨などの天災が毎年その規模を大きくして連続して日本列島を襲ってきている。それらがすべてアスベスト飛散と連動している。

「建築基準法第10条」には……「放置すれば、……著しく衛生上有害となる恐れがあると認める場合において、……必要な措置を勧告」ないし、「必要な措置を命ずることができる」としている。この条項を生かして、総点検すべきである。大防法に、建基法のこの条項に連動する条項をいれて、「通常時のアスベスト飛散防止」を明記するべきである。

《事務局だより》

【活動日誌 2019年9月～2020年1月】

(定例会議)

- ・8月29日 ニッセイ新大阪ビル
(学習会、忘年会)
- ・12月17日 アットビジネスセンター大阪梅田
- ・11月7日 アットビジネスセンター大阪梅田
→ 梅田個室居酒屋 月の都 西梅田



水嶋支部長より、じん肺管理区分申請の決定状況、じん肺健康診断の状況など、レントゲン写真のスライドを使っての事例の説明がありました。

※西川弁護士、伊藤泰司さん、酒井事務局長の報告は、
本文参照

【当面の予定】

- ・第67回定例会議：2月18日（火）午後3時～

